

受付番号発券システムに付属するスマホ申請書作成サービスの提供について（新規サービス報告）

戸籍住民課では、受付番号発券システムで新たに提供される「スマホ申請書作成サービス」を採用し、窓口での申請書等作成時間を削減することにより、区民サービスの向上、窓口における滞在時間の短縮及び混雑緩和に取り組みます。このサービスは、民間サービスを活用し、利用者が利用規約に承諾のうえ利用するものです。そのため、本審議会付議事項に該当しないものの、区の業務の一部で利用するものあり、個人情報の取り扱いや規約等に関わるセキュリティ対策等を確認したので下記のとおり報告いたします。

記

1 スマホ申請書作成機能の概要

(1) 機能概要（資料 21-3）

利用者がスマートフォン等により、区ホームページを経由し、端末内で QR コード変換できる専用サイトにアクセスし、申請内容を入力することで QR コード変換される。

来庁後、窓口の専用機に QR コードを読み込ませるとプリンタから申請書等が出力される。

(2) スマホ申請書作成対応業務

「転入届」「転出届」「転居届」「住民票の写し交付請求書」の 4 種。

2 サービス開始日

令和 3 年 1 1 月 1 日（月）（予定）

3 サービスを提供する事業者

東京都港区南青山五丁目 1 2 番 2 2 号

表示灯株式会社

※受付番号発券システムの協定事業者であり、上記事業者からの提案により、サービスを導入するものである。

4 個人情報保護対策の確認について

(1) 個人情報保護対策（システム上の対策）

- ・スマートフォン等に入力した申請情報等は、スマートフォン等側のブラウザ上で QR コードに変換されるため、事業者のサーバシステムには記録されない。
- ・窓口にて申請書等を印刷する際は、申請書の印刷が完了した後、個人情報を自動消去する。

(2) 個人情報保護対策（運用上の対策）

- ・区と事業者との間において協定を締結している。
- ・区と事業者との間において、スマホ申請書作成システムに関する覚書を締結し、個人情報保護措置を徹底する。
- ・区はスマホ申請書作成サービス利用規約を定め、利用者、区及び事業者に対する責務や必要事項を明確化し、本規約を承諾した利用者に対してサービスを提供する。
- ・事業者が管理する機器には個人情報を保存せず、事業者には個人情報を取り扱いさせない。
- ・受付番号発券システム等の構築及び維持管理業務の協定については、令和 2 年度第 6 回本審議会了承済。